

西脇市議会大規模災害対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、本市に大規模災害が発生又は発生するおそれが生じ、西脇市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合における西脇市議会の対応を定めるものとする。

2 大規模災害の定義

- (1) 市内で震度5以上の地震が発生したとき。
- (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが生じ、災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 市内で大規模な火災、その他重大な災害が発生したとき。

3 行動の基本方針

西脇市議会議員（以下「議員」という。）は、前項に規定する大規模災害の発生を覚知したときは、次の基本姿勢に立って行動するものとする。

- (1) 地域の一員として住民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- (2) 市当局が災害対応に専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行う。
- (3) にしわき防災ネットや防災行政無線等の活用により、災害に関する情報の収集に努める。

4 議長の対応

議長は、第2項に規定する大規模災害の発生を覚知したときは、速やかに登庁し、災害対策本部及びその他の議員から災害に関する情報を収集するとともに、必要な範囲において災害対策本部及びその他の議員へ把握した情報等を伝達するものとする。

5 連絡体制の確立

議員は、第2項に規定する大規模災害の発生を覚知したときは、可能な手段を用いて、議長又は議会事務局に自らの所在を明らかにし、連絡体制の確立に努めるものとする。

6 初動期（災害が発生するおそれが生じた場合及び発生時からおおむね24時間以内）の対応

- (1) 議員は、自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として、地域住民の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力する。
- (2) 議員は、地域で把握した情報を議長へ報告する。
- (3) 議長は、議員からの情報を災害対策本部情報収集班へ提供する。
- (4) 議長は、災害対策本部から得た情報を議員へ提供する。
- (5) 議員は、災害情報を住民に提供する。

(6) 議長は、災害対策本部長から依頼があった場合、議員の登庁等を指示する。

(7) 本会議開会中における対応

ア 議長又は委員長は、非常の事態により本会議又は委員会の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩、延会又は散会を宣言することができる。

イ 議場又は委員会室から避難が必要になった場合は、議長又は委員長は傍聴者を誘導し、避難させるとともに、速やかに避難するものとする。

7 中期（発生後、おおむね1週間以内）の対応

(1) 議長は、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。

(2) 議員は、被災地及び避難所等での情報収集等を行う。

(3) 議員は、被災地及び避難所等での要請事項について把握し、必要に応じて議長へ連絡を行う。これを受け、議長は必要があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行うものとする。

(4) 議長は、必要に応じて、議員協議会を開催し、又は各委員長に、同委員会等を開催させ、今後の対応について協議するものとする。

8 後期（発生後、おおむね1週間以降）の対応

(1) 議員は、各地域において、被災地及び避難所等の状況の情報収集に努める。

(2) 議長は、被災地及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。

(3) 議長は、必要に応じて、議員協議会を開催し、又は各委員長に、同委員会等を開催させ、今後の対応について協議するものとする。

(4) 議会は、被災の実情を踏まえ、市長と連携して、国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組を支援する。

9 災害の終息

災害の終息は、災害対策本部に準拠するが、議会独自で判断する。

10 その他

(1) 議員は、毎年ボランティア保険に加入することとする。

(2) 議員は、普通救命講習及び救急救助の訓練を適宜受講することとする。

(3) このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。